

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム関屋おもと園	社会福祉法人仁成福祉協会	平成30年10月2日 実地		なし	

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム 藤花・荻川	社会福祉法人藤 の木原福祉会	平成31年3月1日 実地		なし	

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設) 短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム道場山穂波の里 特別養護老人ホーム道場山穂波の里	社会福祉法人坂井輪会	平成31年3月5日 実地		なし	

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームかめだ本町の里	社会福祉法人中蒲原福祉会	平成31年3月6日	会計	昨年度の契約案件のうち、1件について、理事長の承認が必要なものの契約執行前に理事長が確認した記録がありませんでした。経理規程第72条に基づき、契約権限を持つものの承認を必ず受けてください。	指導監査後直ちに理事長より承認印をいただきました。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームかめだ本町の里					
					実地		

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームカナン	社会福祉法人キングス・ガーデン新潟	平成31年3月7日	会計	計算書類の様式が現在の会計基準に則っていませんでしたので、会計基準に則った様式を用いてください。	平成30年度の計算書類から、資金収支計算書に備考欄を入れ、法人全体の書式にはサービス区分の繰越金は記載しない改善をした。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームカナン			会計	小口現金出納帳を作成してませんでした。平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についての一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、現金については小口現金出納簿等の補助簿を作成し、適切に管理してください。	小口現金の出納帳を作成し、現金の入出金を適正に管理することとした。
				実地			

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム真寿苑	社会福祉法人博愛仁志会	平成31年3月8日	特養・地密老福	事故防止のための職員に対する研修が行われていませんでした。「新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第31条第1項第3号「事故発生の防止のための委員会を定期的に行き、及び職員に対する研修を定期的に行うこと。」及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第191条において準用する第177条第1項第3号「事故の発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。」に基づき、年間計画に盛り込むなどして、年2回以上定期的に開催してください。	平成31年度の研修計画書を作成し、年間に実施する研修を盛り込みました。指導監査後に現在は事故防止対策委員会を定期的に実施しております。また、事故発生の防止についての研修を委員会のメンバーが中心となり実施しております。今後も定期的に継続して参ります。また、重大な事故発生事例に対しては責任者会議にて報告し各事業所の職員への周知もしております。
		短期入所生活介護事業所			シヨートステイ真寿	特養・地密老福	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修について、介護職員その他の職員に対し研修を行っていることの記録が確認できませんでした。「新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第26条第2項第3号「当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。」及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第173条第2項第3号「当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。」に基づき、同研修については、定期的に年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず行い記録に残してください。
			実地	会計	固定資産管理台帳と貸借対照表の「器具及び備品」の額が一致していませんでした。社会福祉法第45条の24「社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」に基づき是正してください。	指導監査時に確認していただいた固定資産管理台帳は、決算時に出力するタイミングがずれた決算途中の書類でした。平成29年度の固定資産の取得と減価償却費の計上は元帳上において適切な処理をしておりました。貸借対照表の「器具及び備品」の金額は、一致しておりました。	

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
7	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	地域密着型老人福祉施設あわやまの里	社会福祉法人健悠会	平成31年3月12日 実地	法人	評議員選任・解任委員会を設置していません。定款第6条に基づき評議員選任・解任委員会を設置し、適正な手続きにより評議員を選任してください。	定款第6条に基づき、監事2名・外部委員1名・事務局2名から成る評議員選任・解任委員会を設置した。
		社会福祉法人			健悠会	法人	定款・役員等名簿・役員等報酬基準について、インターネットの利用による公表がされていません。社会福祉法第59条の2第1項第3号及び社会福祉法施行規則第10条第3項に基づきインターネットの利用により公表してください。
					法人	評議員の選任について、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が選任されていることが確認できませんでした。社会福祉法第39条に基づき、評議員については「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任してください。	社会福祉事業の経営に識見を有する評議員として、高齢者福祉施設にお勤めされている方を1人選任した。
					法人	理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが確認できませんでした。社会福祉法第44条第4項に基づき上記要件を満たす者として適正な手続きにより選任してください。	理事として、居宅介護支援事業所の経営者を選任した。
					法人	監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが確認できませんでした。社会福祉法第44条第5項に基づき上記要件を満たす者として適正な手続きにより選任してください。	監事2名は社会福祉法人の監事を10年以上務めており、また会社役員でもあるため、監事の要件を満たしていると判断し、令和元年6月24日開催の評議員会ではかったところ承認された。
					法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に監事の過半数の同意を得てください。	新監事は現監事再任を予定しており、令和元年6月14日開催の理事会出席時に同意を確認した。
					法人	評議員会の開催について、理事会において評議員会の開催日時・場所及び議題等の決定をしていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には、開催日時・場所及び議案等を記載してください。	令和元年6月14日開催の理事会で次回評議員会の日時・場所等を決定した。
					法人	理事長が自己の職務の執行状況についての理事会への報告を、年に2回しか行っていませんでした。定款第17条第3項に基づき、3ヶ月に1回以上行ってください。	理事会の年間計画を立てて、理事長の職務の執行状況の報告を6・9・12・3月他に開催することとした。
					会計	経理規程について、第60条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	令和元年9月改正予定の理事会に経理規程の改正を諮り承認を得ることにした。

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象	設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
				会計	計算書類が旧様式のままでした。会計基準省令に則した様式を使用し、計算書類を作成してください。	平成30年度決算については、会計基準に則した様式で計算書類を作成した。
				会計	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致していませんでした。会計基準省令第13条に基づき、計算書類の整合性を確認して計算書類を作成してください。	会計士に修正を依頼した。
				会計	注記事項のうち、固定資産の減価償却費の累計額、当期末残高が財産目録や固定資産台帳と一致していませんでした。注記事項については、会計基準省令第29条に基づき、計算書類に基づいて適切に作成してください。	会計士に修正を依頼した。
				会計	作成すべき附属明細書が作成されていませんでした。会計基準省令第30条に基づき、必要な附属明細書を決算時に整備してください。	必要な附属明細書を確認し作成することにした。
				会計	財産目録の様式が旧様式になっていました。会計基準省令第31条から第34条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の「別紙26財産目録について」に基づき、定められた様式を使用してください。	平成30年度決算時の財産目録は会計基準省令に則った書式に基づいて作成した。
				会計	会計伝票がチェックされていることが確認できませんでした。パソコン上のデータのみ保管しているとのことですが、経理規程第12条第3項に基づき、会計責任者の承認印やサインを残してください。	会計伝票については、電子データでの保存でも可との指導を得たため、経理規程の改正する。
				会計	給食の業務委託について、平成29年4月に見積合わせで契約されていました。経理規程第67条では、100万円以上の業務委託は入札を実施することになっていますので、随意契約のできない案件については、入札で契約業者を決定してください。	今後該当事例が生じる場合は経理規程に則り、入札で決定することとする。
				会計	年度途中で予算等の乖離が見込まれる場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営の留意事項について」の別紙2(2)に基づき、乖離が軽微な場合を除き、補正予算を編成してください(事務費)。	年度内に予算額と決算額に乖離が生じる場合は、補正予算を編成の上、理事会の承認を得ることとする。

平成30年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム昂	社会福祉法人豊潤舎	平成31年3月13日	法人	評議員の評議員会への出席について、平成29年度及び平成30年度において直近2回の評議員会を欠席している評議員がいましたので、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。ただし、実質的に出席が叶わない評議員がいる場合は、選任替えも含め検討してください。	評議員に欠席する際の事前連絡をもらうよう伝達し、必要に応じ開催日の日程調整を行うこととする。
	社会福祉法人	豊潤舎			会計	経理規程について、第59条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	平成31年3月15日に開催した理事会にて改正社会福祉法に基づく内容の変更で決議され変更施行済である。
	短期入所生活介護事業所	小規模特別養護老人ホーム昂		実地			